

四半期報告書

(第88期第1四半期)

自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

王子製紙株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	16
1 株式等の状況	16
(1) 株式の総数等	16
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	16
(4) ライツプランの内容	16
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(6) 大株主の状況	16
(7) 議決権の状況	17
2 役員の状況	18
第4 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	22
四半期連結損益計算書	22
四半期連結包括利益計算書	23
2 その他	27
第二部 提出会社の保証会社等の情報	28

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月9日

【四半期会計期間】 第88期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 王子製紙株式会社

【英訳名】 OJI PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠田和久

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長兼管理部長 武田芳明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部長兼管理部長 武田芳明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第1四半期連結 累計期間	第88期 第1四半期連結 累計期間	第87期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高（百万円）	283,697	306,816	1,180,131
経常利益（百万円）	15,373	16,023	60,245
四半期（当期）純利益（百万円）	8,361	8,137	24,619
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,284	14,667	2,033
純資産額（百万円）	456,616	465,740	455,998
総資産額（百万円）	1,644,724	1,637,758	1,620,927
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	8.46	8.24	24.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	8.46	8.23	24.90
自己資本比率(%)	26.9	27.3	27.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載
していません。
2. 売上高には消費税及び地方消費税を含んでいません。
3. 第87期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」
(企業会計基準第25号 平成22年6月30日) を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容について重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 当四半期の業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災と津波による甚大な被害、その後の原発事故と電力不足懸念などから、経済活動は停滞を余儀なくされ、先行き不透明な中で推移しました。現時点においても電力供給や放射能汚染などの問題は解決に至っておらず、これらの終息にはなお時間を要するものと思われます。

紙パルプ業界におきましては、一般洋紙は各種イベントや広告宣伝活動の自粛などの影響を受け低調に推移しましたが、板紙・段ボールなどは産業用途を中心に夏場の節電対応による前倒し需要もあり、前年同期を上回る動きとなりました。

当社グループは、海外では成長するアジア需要の取り込みを図っており、かねてよりマレーシアの板紙・段ボール事業の拡大を進めてきましたが、6月には当社100%子会社であるOJI PAPER ASIA SDN. BHD. を通じてマレーシアの段ボール製造販売大手であるHarta Packagingグループの持株会社HPI Resources Bhdの発行済株式を公開買付によって取得する手続きを開始しました。また、国内既存事業においては、最適な生産体制の構築を進めることにより固定費を中心としたコストダウンを図り、上昇傾向にある原燃料価格影響の吸収に努めました。

以上により、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高 306,816百万円（前期比 8.1%増収）、営業利益 16,646百万円（前期比 3.9%増益）、経常利益 16,023百万円（前期比 4.2%増益）、四半期純利益 8,137百万円（前期比 2.7%減益）となりました。

各セグメントの状況は、次のとおりです。

○ 紙パルプ製品事業

・板紙

段ボール原紙の販売は、震災影響による需要減が見られましたが、震災後の在庫補充に加え、5月以降は夏場の節電対応のための前倒し生産で飲料・加工食品関連が堅調に推移したことなどにより、増加となりました。

白板紙の国内販売は、高級白板紙・特殊白板紙・コート白ボールとともに、支援物資需要や夏場の節電対応による前倒し需要などにより、前年を上回りました。

・包装用紙

包装用紙の国内販売は、低調な荷動きに加え、震災影響による需要減もあり減少しました。輸出は、アジア向け需要が堅調に推移し増加しました。

・一般洋紙

新聞用紙の国内販売は、震災影響で新聞各社の部数・ページ数が減少し、用紙需要は減少となり、輸出も減少しました。

印刷用紙の販売は、国内は震災影響等による需要減があり、塗工紙・微塗工紙を中心に低調に推移し、輸出も減少しました。

・雑種紙

雑種紙の販売は、品種により増減のばらつきがあるものの、全般的に国内・輸出ともに増加しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高 : 138,018百万円（前期比 0.7%減収）

連結営業利益 : 11,223百万円（前期比 0.2%増益）

○ 紙加工製品事業

・段ボール（段ボールシート・段ボールケース）

段ボールの販売は、震災影響により東日本を中心に需要の落ち込みがありました。しかし、節電対応による前倒し需要

やユーザーの西日本への生産シフト等により、全体では増加となりました。

・その他（家庭用品・紙器・粘着紙他）

衛生用紙の販売は、トイレットロールは3月震災直後における混乱（まとめ買い行動等）の反動により減少しましたが、ティッシュペーパーは商品をリニューアルした効果もあり、増加しました。

紙おむつの販売は、子供用おむつは前年並みとなり、大人用おむつは尿パッドが減少しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高 : 114,547百万円（前期比 1.8%増収）

連結営業利益 : 4,555百万円（前期比 1.8%減益）

○ その他

その他の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高 : 54,249百万円（前期比 69.1%増収）

連結営業利益 : 1,755百万円（前期比 112.7%増益）

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

①当面の対処すべき課題の内容等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更または新たに生じた課題はありません。

②会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（I）のとおり定めています。

また、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を第86回定時株主総会終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（III）に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しています。

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会の終結時をもって上記有効期限の満了を迎えるにあたり、その後の情勢変化等を踏まえさらなる検討を加えた結果、当社は、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、本方針の継続を決議し、第87回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。なお、当社は買収防衛策について、平成19年6月の導入以降、会社法や金融商品取引法の施行も含め、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行ってまいりましたが、買収防衛策の制度内容に関してはほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の決議をもって廃止することができるなどを総合的に勘案し、本方針の有効期間は、第87回定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものと除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

（I）会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただかべきものと考えています。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供及び代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなさることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買

付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるものの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

(II) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(I)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えています。

「企業価値向上への取組み」

紙パルプ産業におきましては、国内の紙・板紙市場は成熟化が進み、また、一般洋紙の需要は広告宣伝のICT(情報通信技術)化などにより大幅な回復は見込めない状況にあり、依然として当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。このような環境下での競争を勝ち抜き、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となるため、厳しい状況認識のもと意識を変革し、柔軟で斬新な発想をもって迅速かつ的確に行動し、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「東アジアにおける海外ビジネスの拡大」を強力に推し進め、変革による事業構造転換を図り、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の収益を確保することを経営目標としております。

具体的な施策として、平成20年度以降、抄紙機13台・塗工機3台を停止し、抄紙機1台を新設するなど、国内の最適生産体制の構築を進めており、徹底的なコストダウンによる国際競争力の強化を図っております。また、平成22年11月には、事業構造転換に必要となる商事機能の一層の強化を図るために、包装・機能材、板紙などに強みを持つ旭洋紙パルプ株式会社を連結子会社といたしました。

中国事業につきましては、江蘇王子製紙有限公司（南通工場）において平成22年末から1台目の年産40万トンの高級紙生産設備（抄紙機、コーティング機）が本格的に生産を開始しております。さらに、平成23年の王子製袋（青島）有限公司での生産開始や、平成25年の南通工場でのクラフトパルプ生産開始も予定しており、今後も王子製紙グループの幅広い事業を積極的に展開し、中国事業売上高1,000億円達成を目指してまいります。

東南アジアにおきましては、平成23年3月にタイ南部の紙器および段ボール会社S.PACK & PRINT PUBLIC COMPANY LIMITEDの株式を取得しており、平成22年4月に買収したマレーシアの板紙・段ボール会社GS PAPER & PACKAGING SDN. BHD. と合わせて、東南アジアにおける「総合パッケージ事業」への展開を目指してまいります。また、機能材においても、平成23年にOji Label (Thailand) Ltd. のラミネーターの増設も予定しており、成長市場である東南アジアにおいて、地域統括本社であるOJI PAPER ASIA SDN. BHD. を拠点に、M&Aを中心に積極的に事業を拡大することで、東南アジア売上高500～1,000億円達成を目指してまいります。

さらに、将来的には新興国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から、原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

(III) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(I)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求ることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

(b) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあります。そのため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととなります。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実及び取締役会評価期間については、速やかに情報開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

(c) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することができます。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。具体的な対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起します。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(c)イで述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることができます。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場

合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
- ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合
- (iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあつたり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損し、または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

ハ. 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することができます。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

ニ. 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を停止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客觀性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮詢し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か及び発動の停止を行うかどうかの判断にあたっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名及び略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

(d) 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定していませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記(c)ハに従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(e) 大規模買付ルールの有効期限

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会において、本方針の継続の承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を隨時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(IV) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(III)(a)「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(III)(c)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(d) 株主意思を重視するものであること

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会において本方針の継続が決議される前の本方針の有効期限は、当該定時株主総会終結時までと限定されており、当該定時株主総会において、本方針の継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本方針の継続について株主の皆様に議案としてお諮りしています。当該定時株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになっていたため、その意味で、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっています。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記（III）(e)「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の情報。
 - (1)名称、資本関係、財務内容
 - (2)（大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」といいます。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期及び終期
 - (3)（大規模買付者が法人である場合は）当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4)（もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含みます。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含みます。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含みます。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続きの内容及び見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法並びにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考え方及びその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがあります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除きます。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とします。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 各新株予約権の払込金額

無償（金額の払込みを要しません。）

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとします。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除きます。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることができます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることができます。

特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客觀性、公正性および合理性を担保することを目的として設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告します。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができます。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋 (たけうち よう)

略歴

昭和14年9月24日生まれ

昭和41年4月 弁護士登録

平成6年6月 当社監査役

平成16年3月 株式会社ブリヂストン監査役

現在に至る。

平成19年6月 当社取締役

現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

秋山 收 (あきやま おさむ)

略歴

昭和15年11月21日生まれ

昭和38年4月 通商産業省入省

平成14年8月 内閣法制局長官

平成16年8月 退官

平成19年6月 当社取締役

現在に至る。

※秋山收氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

杉原 弘泰 (すぎはら ひろやす)

略歴

昭和13年5月18日生まれ

昭和38年4月 檢事任官

平成11年6月 大阪高等検察庁検事長

平成13年5月 退官、弁護士登録

平成15年5月 イオンクレジットサービス株式会社監査役

現在に至る。

平成18年6月 当社監査役

現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,186百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 今後の戦略について

紙パルプ産業におきましては、国内の紙・板紙市場は成熟化が進み、また、一般洋紙の需要は広告宣伝のＩＣＴ（情報通信技術）化などにより大幅な回復は見込めない状況にあり、依然として当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。このような環境下での競争を勝ち抜き、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となるため、厳しい状況認識のもと意識を変革し、柔軟で斬新な発想をもって迅速かつ的確に行動し、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「東アジアにおける海外ビジネスの拡大」を強力に推し進め、変革による事業構造転換を図り、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の収益を確保することを経営目標としております。

具体的施策として、平成20年度以降、抄紙機13台・塗工機3台を停止し、抄紙機1台を新設するなど、国内の最適生産体制の構築を進めており、徹底的なコストダウンによる国際競争力の強化を図っております。また、平成22年11月には、事業構造転換に必要となる商事機能の一層の強化を図るため、包装・機能材、板紙などに強みを持つ旭洋紙パルプ株式会社を連結子会社といたしました。

中国事業につきましては、江蘇王子製紙有限公司（南通工場）において平成22年末から1台目の年産40万トンの高級紙生産設備（抄紙機、コーティング機）が本格的に生産を開始しております。さらに、平成23年の王子製袋（青島）有限公司での生産開始や、平成25年の南通工場でのクラフトパルプ生産開始も予定しており、今後も王子製紙グループの幅広い事業を積極的に展開し、中国事業売上高1,000億円達成を目指してまいります。

東南アジアにおきましては、平成23年3月にタイ南部の紙器および段ボール会社S.PACK & PRINT PUBLIC COMPANY LIMITEDの株式を取得しており、平成22年4月に買収したマレーシアの板紙・段ボール会社GS PAPER & PACKAGING SDN. BHD. と合わせて、東南アジアにおける「総合パッケージ事業」への展開を目指してまいります。また、機能材においても、平成23年にOji Label (Thailand) Ltd. のラミネーターの増設も予定しており、成長市場である東南アジアにおいて、地域統括本社であるOJI PAPER ASIA SDN. BHD. を拠点に、M&Aを中心に積極的に事業を拡大することで、東南アジア売上高500～1,000億円達成を目指してまいります。

さらに、将来的には新興国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から、原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,064,381,817	1,064,381,817	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株です。
計	1,064,381,817	1,064,381,817	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	1,064,381,817	—	103,880	—	108,640

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

①【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 62,059,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 14,436,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 974,927,000	974,927	—
単元未満株式	普通株式 12,959,817	—	—
発行済株式総数	1,064,381,817	—	—
総株主の議決権	—	974,927	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、自己株式名義の株式がそれぞれ、7,000株(議決権7個)及び95株(自己保有株式872株含む)含まれています。

②【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 王子製紙株式会社	東京都中央区銀座 四丁目7番5号	62,066,000	—	62,066,000	5.8
(相互保有株式) 株式会社キヨードー	岡山県岡山市東区宍甘 370番地	8,000	—	8,000	0.0
(相互保有株式) 大阪紙共同倉庫株式会社	大阪府東大阪市宝町 23番53号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 亀甲通運株式会社	愛知県春日井市下条町 1005番地	16,000	—	16,000	0.0
(相互保有株式) 平田倉庫株式会社	東京都墨田区千歳 一丁目1番6号	5,000	—	5,000	0.0
(相互保有株式) 東京産業洋紙株式会社	東京都中央区日本橋室町 三丁目4番4号	229,000	—	229,000	0.0
(相互保有株式) 室蘭埠頭株式会社	北海道室蘭市入江町 1番地19	14,000	—	14,000	0.0
(相互保有株式) 本州電材株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町 一丁目6番10号JPビル	45,000	—	45,000	0.0
(相互保有株式) 協和紙工株式会社	大阪府大阪市鶴見区横堤 一丁目5番43号	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地	1,000	—	1,000	0.0
(相互保有株式) 綜合パッケージ株式会社	北海道札幌市手稻区 曙二条五丁目1番60号	34,000	—	34,000	0.0
(相互保有株式) 清容器株式会社	大阪府門真市三ツ島10番	91,000	—	91,000	0.0
(相互保有株式) 京都森紙業株式会社	京都府京都市南区 西九条南田町61番地	12,587,000	—	12,587,000	1.2
(相互保有株式) 旭洋紙パルプ株式会社	東京都中央区日本橋本町 一丁目1番1号	1,391,000	—	1,391,000	0.1
(相互保有株式) 中津紙工株式会社	岐阜県中津川市津島町 3番24号	9,000	—	9,000	0.0
計	—	76,502,000	—	76,502,000	7.2

(注) 株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が7,000株(議決権7個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めています。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,393	36,346
受取手形及び売掛金	255,237	258,870
有価証券	636	679
商品及び製品	76,645	80,186
仕掛品	15,862	15,710
原材料及び貯蔵品	51,724	55,242
その他	47,125	49,917
貸倒引当金	△3,042	△2,933
流動資産合計	476,584	494,021
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	192,035	191,204
機械装置及び運搬具（純額）	305,743	295,840
土地	231,037	231,105
その他（純額）	162,443	172,447
有形固定資産合計	891,258	890,597
無形固定資産		
のれん	9,369	9,089
その他	10,234	10,104
無形固定資産合計	19,604	19,193
投資その他の資産		
投資有価証券	172,421	172,478
その他	68,470	68,799
貸倒引当金	△7,412	△7,333
投資その他の資産合計	233,479	233,945
固定資産合計	1,144,342	1,143,736
資産合計	1,620,927	1,637,758

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	197,419	196,729
短期借入金	219,331	225,705
コマーシャル・ペーパー	—	10,000
1年内償還予定の社債	20,120	20,160
未払法人税等	10,489	3,593
引当金	2,349	2,073
その他	65,098	65,748
流動負債合計	514,808	524,010
固定負債		
社債	80,300	80,430
長期借入金	479,388	476,543
引当金		
退職給付引当金	47,792	48,231
役員退職慰労引当金	1,820	1,712
環境対策引当金	1,833	1,829
特別修繕引当金	126	131
引当金合計	51,572	51,904
その他	38,858	39,130
固定負債合計	650,119	648,007
負債合計	1,164,928	1,172,017
純資産の部		
株主資本		
資本金	103,880	103,880
資本剰余金	113,018	113,017
利益剰余金	292,090	295,314
自己株式	△43,040	△43,046
株主資本合計	465,948	469,166
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,839	5,076
繰延ヘッジ損益	355	440
土地再評価差額金	3,557	3,548
為替換算調整勘定	△36,837	△30,515
その他の包括利益累計額合計	△27,084	△21,449
新株予約権	284	302
少数株主持分	16,850	17,721
純資産合計	455,998	465,740
負債純資産合計	1,620,927	1,637,758

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	283,697	306,816
売上原価	215,671	236,681
売上総利益	68,026	70,134
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	28,261	28,946
その他	23,736	24,541
販売費及び一般管理費合計	51,998	53,488
営業利益	16,027	16,646
営業外収益		
受取利息	168	67
受取配当金	1,458	1,419
持分法による投資利益	1,918	1,227
その他	703	730
営業外収益合計	4,247	3,445
営業外費用		
支払利息	2,849	2,649
為替差損	1,249	225
その他	802	1,192
営業外費用合計	4,901	4,068
経常利益	15,373	16,023
特別利益		
固定資産売却益	—	28
貸倒引当金戻入額	301	—
移転補償金	102	—
その他	36	3
特別利益合計	440	31
特別損失		
投資有価証券評価損	1,287	1,506
特別退職金	271	426
固定資産除却損	674	413
その他	152	795
特別損失合計	2,385	3,142
税金等調整前四半期純利益	13,428	12,912
法人税、住民税及び事業税	3,412	2,775
法人税等調整額	1,696	1,691
法人税等合計	5,109	4,467
少数株主損益調整前四半期純利益	8,319	8,444
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△41	307
四半期純利益	8,361	8,137

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	8,319	8,444
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,060	△783
繰延ヘッジ損益	△679	84
為替換算調整勘定	△1,819	5,820
持分法適用会社に対する持分相当額	524	1,101
その他の包括利益合計	△7,035	6,222
四半期包括利益	1,284	14,667
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,320	13,781
少数株主に係る四半期包括利益	△36	885

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 受取手形割引高 5,831 百万円 受取手形裏書譲渡高 2	1 受取手形割引高 5,849 百万円 受取手形裏書譲渡高 1
2 保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関 よりの借入金等に対して次のとおり保証を行ってい ます。 日伯紙パルプ資源開発㈱ 7,484 百万円 Alpac Forest Products Inc. 3,410 PT. Korintiga Hutani 3,083 従業員 1,930 その他 7,192 計 23,101	2 保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関 よりの借入金等に対して次のとおり保証を行ってい ます。 日伯紙パルプ資源開発㈱ 7,484 百万円 Alpac Forest Products Inc. 3,319 PT. Korintiga Hutani 2,993 従業員 1,888 その他 6,999 計 22,686
① 日伯紙パルプ資源開発㈱に対する保証債務は、親会 社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及 び連結子会社以外負担額を含めた連帶保証債務総額 は12,229百万円です。 ② その他に対する保証債務には、連帶保証債務の親会 社及び連結子会社負担額269百万円が含まれてお り、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帶 保証債務総額は337百万円です。 ③ その他に対する保証債務には、他社が再保証してい る保証債務が含まれており、再保証額57百万円を控 除して記載しています。	① 日伯紙パルプ資源開発㈱に対する保証債務は、親会 社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及 び連結子会社以外負担額を含めた連帶保証債務総額 は12,229百万円です。 ② その他に対する保証債務には、連帶保証債務の親会 社及び連結子会社負担額269百万円が含まれてお り、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帶 保証債務総額は337百万円です。 ③ その他に対する保証債務には、他社が再保証してい る保証債務が含まれており、再保証額55百万円を控 除して記載しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次
とおりです。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費 19,338 百万円	減価償却費 18,285 百万円
のれんの償却額 336	のれんの償却額 432

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	5,012	5	平成22年 3月31日	平成22年 6月8日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	5,011	5	平成23年 3月31日	平成23年 6月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	紙パルプ 製品事業	紙加工 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	139,059	112,549	251,609	32,088	283,697	-	283,697
セグメント間の内部売上高 又は振替高	38,160	2,235	40,395	38,122	78,518	△78,518	-
計	177,219	114,785	292,004	70,211	362,215	△78,518	283,697
セグメント利益	11,204	4,638	15,842	825	16,666	△639	16,027

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材・緑化事業、不動産事業、コンスターチ事業、機械事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額△639百万円には、内部取引に関わる調整額485百万円、のれんの償却額△336百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△868百万円が含まれています。

全社費用は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	紙パルプ 製品事業	紙加工 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	138,018	114,547	252,566	54,249	306,816	-	306,816
セグメント間の内部売上高 又は振替高	41,526	2,859	44,385	42,288	86,674	△86,674	-
計	179,545	117,406	296,952	96,538	393,490	△86,674	306,816
セグメント利益	11,223	4,555	15,779	1,755	17,534	△887	16,646

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材・緑化事業、不動産事業、コンスターチ事業、機械事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額△887百万円には、内部取引に関わる調整額447百万円、のれんの償却額△432百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△872百万円が含まれています。

全社費用は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	8円46銭	8円24銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	8, 361	8, 137
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	8, 361	8, 137
普通株式の期中平均株式数（千株）	988, 251	987, 889
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	8円46銭	8円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	583	803
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(期末配当に関する事項)

平成23年5月12日開催の取締役会において、平成23年3月期の期末配当について次のとおり決議しました。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ① 配当財産の種類 | 金銭 |
| ② 1 株当たり配当金額および配当金の総額 | 普通株式 1 株につき金 5 円 配当総額 5, 011 百万円 |
| ③ 配当原資 | 利益剰余金 |
| ④ 効力発生日 | 平成23年 6月 7 日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

王子製紙株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 清 吾 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 山 憲 二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 村 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。